

## まちづくり事業に係る補助金の検討状況について

## 【補助金制度の検討状況】

市では、まちづくり協議会による、地区が一体となった住民主体のまちづくり活動を支援していくため、まちづくり協議会が補助金の配分について一定の裁量権を持ち、地区の特徴や課題に応じた特色ある事業を進めることができるような制度の導入を検討してまいりました。

具体的には、既に市から交付されている各種事業に対する補助金を包括することで、それぞれの事業間での補助金額を流用できるようなものとし、現段階では次に示した4事業を対象に制度設計を進めています。

## 【対象となる事業補助金】

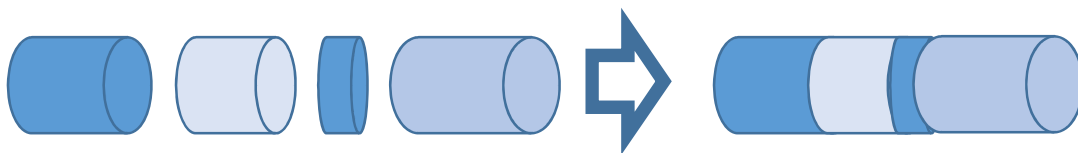
- |               |           |                         |
|---------------|-----------|-------------------------|
| ①まちづくり推進事業補助金 | 上限 50 万   | 補助率 1/2 (まちづくり課)        |
| ②地区体育祭開催事業補助金 | 上限 21.9 万 | 補助率 10/10 (スポーツ振興課)     |
| ③地区文化祭事業費補助金  | 上限 17.1 万 | 補助率 10/10 (文化振興課)       |
| ④地域防犯活動事業費補助金 | 上限 10 万   | 補助率 10/10 & 1/2 (市民安全課) |

## 【現時点での素案：一括申請、一括清算型】

4つの補助金をまとめて、包括した補助金として、まちづくり課に一括申請していただきます。

年度始めに体育祭、文化祭、防犯事業を含む事業計画書を提出していただき、市は地区のまちづくり事業費に対する補助対象分を一括で処理します。

各事業への補助金の配分については、地区の裁量で決定でき、すべての事業の完了後に清算を行います。



【補助金は補助率を一律 1/2 とし、

一括申請して地区の裁量で金額の振り分けが可能とする案】

※今後、制度設計を進めていくにあたり、まちづくり協議会の皆様の意見を伺いながら、まちづくり事業に関わる補助金の詳細について、関係各課との調整を図っていきたいと考えています。